

令和3年第9回(9月)

上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和3年9月1日(水) 午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 403会議室
- 3 付議事項
 - 議案第56号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第57号 選挙人名簿の登録について
 - 議案第58号 各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第59号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
 - 議案第60号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
 - 議案第61号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
 - 議案第62号 上越市選挙管理委員会委員長の退職の承認について
- 4 委員会選第1号 上越市選挙管理委員会委員長選挙
- 5 付議事項
 - 議案第63号 上越市選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について
 - 議案第64号 上越市選挙管理委員会委員の補欠について
 - 議案第65号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について
 - 議案第66号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票の順序について
- 6 協議事項
 - 協議1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における立候補予定者説明会への提出資料について
 - 協議2 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所変更の周知について
 - 協議3 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙公報の配布について

協議 4 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について

協議 5 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における立候補届出の受付について

7 報告事項

報告 1 専決処分した内容について

8 その他

(1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

選挙管理委員会事務局の電話番号（直通電話）

事務局長 025-520-5806

事務局 025-520-5807

F A X 025-520-5848（選管事務局）

令和2年度 明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞

「あなたの大切な1票が 輝く未来を創り出す」 三和中学校3年 阿部 遥奈 さん

議案第 56 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 3 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 3 年 8 月 1 日 から 令和 3 年 8 月 31 日 の間の	死亡者数 A	117	107	224
	転出者数 B	353	270	623
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		470	377	847

議案第 57 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 3 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 3 年 6 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	77,989	81,989	159,978
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	1,431	1,249	2,680
今回定時登録における新規登録者数 F	1,109	787	1,896
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	77,667	81,527	159,194

議案第 58 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 3 年 9 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	159,194 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,184 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	26,533 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	53,065 人

(9 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選管委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 59 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 3 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 3 年 6 月 1 日 から 令和 3 年 8 月 31 日 の間の	死亡者数 A	308 (0)	311 (0)	619 (0)
	国籍喪失者数 B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	1,123 (2)	941 (3)	2,064 (5)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	2 (0)	0 (0)	2 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E+F) G		1,433 (2)	1,252 (3)	2,685 (5)

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 60 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 3 年 9 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 3 年 6 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	78,110 (121)	82,401 (412)	160,511 (533)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	1,433 (2)	1,252 (3)	2,685 (5)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	1,111 (2)	788 (1)	1,899 (3)
令和 3 年 9 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	77,788 (121)	81,937 (410)	159,725 (531)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 61 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 3 年 9 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	投票資格者名簿登録者数	159,725 人
2	投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,195 人
3	投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数	39,932 人

(9 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

議案第 62 号 上越市選挙管理委員会委員長の退職の承認について

上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 7 条の規定により、委員長から委員長の職務代理者に退職願が提出されたことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 185 条第 1 項の規定により選挙管理委員会の承認を求める。

（地方自治法 抜粋）

第 185 条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。

（上越市選挙管理委員会規程 抜粋）

第 7 条 委員長が退職しようとするときは、委員長の職務代理者にその旨を文書で届け出なければならない。

委員会選第1号 上越市選挙管理委員会委員長選挙

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項及び上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第2条及び第5条の規定により、上越市選挙管理委員会委員長を選挙する。

（9月1日告示及び通知予定）

（地方自治法 抜粋）

- 第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。
- 2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（上越市選挙管理委員会規程 抜粋）

- 第2条 委員長の選挙は、無記名投票でこれを行い有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じである者があるときは、くじで当選人を定める。
- 2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙にかえて指名推薦の方法を用いることができる。この場合においては委員の全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。
- 第5条 委員会は、委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。
- 第9条 委員会は、委員長若しくは委員長の職務代理者、委員又は補充員に異動があったときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。
- 第10条 第8条の届出があったとき又は前条の告示をしたときは、委員長は、速やかにその旨を市議会議長及び市長に通知しなければならない。

議案第 63 号 上越市選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 187 条第 3 項及び上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 6 条の規定により、上越市選挙管理委員会委員長の職務代理者を指定する。

（9 月 1 日告示及び通知予定）

（上越市選挙管理委員会規程 抜粋）

第 6 条 委員長は、法第 187 条第 3 項の規定による委員（以下「委員長の職務代理者」という。）を、あらかじめ会議に諮り指定しておかなければならない。

議案第 64 号 上越市選挙管理委員会委員の補欠について

上越市選挙管理委員会に欠員が生じたことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 182 条第 3 項の規定により、補充員の中からこれを補欠する。

1 補欠される者 熊 田 和 子

2 補欠者の任期

令和 3 年 9 月 1 日から前任者の残任期間（令和 5 年 7 月 25 日まで）

（9 月 1 日告示及び通知予定）

議案第 65 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 1 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定により次のとおり選任する。

- 1 選挙長 池田明
- 2 選挙長職務代理者 小関信夫

(10 月 24 日告示予定)

議案第 66 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票の順序について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票の順序について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 122 条の規定により次のとおり定める。

- 1 開票の順序 ①上越市長選挙 ②上越市議会議員補欠選挙 は同時に開始する。

(10 月 24 日告示予定)

協議 1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における立候補予定者説明会への提出資料について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における立候補予定者説明会に、次のとおり資料を提出してよいか協議する。

1 提出資料

- ① 上越市長選挙 別紙 1 のとおり
- ② 上越市議会議員補欠選挙 別紙 2 のとおり

【参考】立候補予定者説明会について

- ① 開催日 令和 3 年 9 月 20 日（月・祝日）
 - 上越市長選挙 午後 2 時から
 - 上越市議会議員補欠選挙 午前 10 時から
- ② 会場 上越市役所木田第 1 庁舎 4 階 401 会議室
- ③ 出席 各陣営 2 人まで

協議 2 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所変更の周知について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所のうち、直近の選挙から投票所が変更となる関係住民に対し、広報上越及び周知チラシの班回覧等により、変更内容を周知するとともに、投票参加を呼び掛けてよいか協議する。

1 対象

投票区		投票所		関係行政区
		今回 (市長選・市議補選)	前回 (市議選)	
合併前 上越市	第 11	東本町小学校	新潟日報カルチャー スクール上越教室	本町 7 丁目、北本町 1 丁目、 大町 5 丁目、西城町 4 丁目、 東本町 1～3 丁目
	第 18	飯小学校	ほたる保育園	飯、御殿山町、上昭和町、 滝寺
頸城区	第 7	玄僧公民館	大蒲生田公民館	大蒲生田、玄僧

協議 3 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙公報の配布について

令和3年10月31日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙公報について、次のとおり配布してよいか協議する。

- 1 配布部数 78,000部
- 2 配布方法 町内会を通じて各世帯へ1部配布（町内会未加入世帯へは郵送）
- 3 配布期限 令和3年10月30日（土）
※各町内会への発送は10月26日（火）～10月27日（水）

協議 4 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について

令和3年10月31日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターについて、次のとおり対応してよいか協議する。

- 1 選挙事務所への注意喚起
 - ・警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所をFAX等で連絡する。
 - ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
 - ・広報車による周知活動中に新たに発見したのは、随時注意喚起する。
- 2 撤去命令の通知等
違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を発出するとともに、地元警察署への通報を行う。

協議 5 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における立候補届出の受付について

令和3年10月31日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における立候補届出の受付について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

- 1 日 時 令和3年10月24日（日）午前8時30分
- 2 会 場 上越市役所木田第1庁舎 401会議室
- 3 参集時刻 選挙管理委員 午前8時
明推協正副会長 午前8時15分
選管職員 午前7時30分
- 4 会場配置 別紙3のとおり

※ ただし、10月24日（日）午前10時までとし、これ以降、午後5時までは上越市役所木田第2庁舎4階 選挙管理委員会事務局室とする。

報告 1 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
17	令和3年8月24日	令和3年第9回（9月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について